

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク公募等請負委託業務 仕様書

1. 業務の目的

平成 30 年 3 月、徳島県にし阿波地域(美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町)で伝統的に営まれている伝統的傾斜地農法『にし阿波の傾斜地農耕システム(以下「農耕システム」という。)]が世界農業遺産(GIAHS)に認定された。この農耕システムの統一的なイメージづくりによって、国内外への効果的な PR を行い、認知度やブランド力の向上を図るため、ロゴマークデザインを広く公募し、決定するものである。

2. 期 間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

3. 業務内容

(1) ロゴマーク作品の公募

- ・発注者と協議の上、「ロゴマーク募集要領」を作成。協議会ホームページなどに掲載し、これらを効果的な手段を用いて広く募集する。
- ・応募用紙兼チラシ(A4 サイズ、カラー両面印刷、縦長使用)を作成する。

(2) デザインの修正・仕上げ

- ・決定した作品について、下記の条件を勘案してデザインの仕上げ・修正作業を行う。
 - ①デフォルメが必要な場合は、ロゴマークの根本を崩さない程度に行う。
 - ②パッケージやシール・ステッカーなどの印刷物や、布カバン、ポロシャツなどの布類に印刷しても見映えがするよう、色彩等を調整することがある。
- ・デザインマニュアルを作成する。

(3) 受賞者に対する褒賞の支払い

最優秀賞受賞者に対して、褒賞の支払いを行う。褒賞金については、請負委託料に含むものとする。

4. 成果品の納入

(1) 成果品

- ①デザインデータ(Jpeg 形式及び ai 形式)、デザインマニュアル(PDF 形式)を記録した CD-R 等 … 2 部
- ②デザイン、デザインマニュアル(紙媒体) … 1 部
- ③業務報告書(紙媒体) … 1 部

(2) 納入期限

平成 31 年 2 月 28 日

(3) 納入場所

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3
徳島剣山世界農業遺産推進協議会 事務局
(つるぎ町役場 商工観光課内)

5. 契約に関する条件等

(1) 再委託

受注者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 権利の帰属等

- ①本業務により制作された成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、全て発注者に帰属するものとする。
- ②受注者は、発注者の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することはできない。
- ③受注者は、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

る。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏洩について、管理者の注意を持ってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受注者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受注者が責任を持って対応すること。

6. その他

(1) 成果品納品後であっても、契約期間内であれば、発注者が受注者にデザインの調整を依頼することがある。その場合、受注者は対応すること。

(2) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等については、必要の都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(3) 本業務履行のため、発注者が所持する写真や資料等は必要に応じて提供する。但し、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできない。

(4) 本仕様書に定めのないことについては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。